

長野県ゼロカーボン戦略の中間見直しについて （令和7年度）

長野県環境審議会地球温暖化対策専門委員会

長野県ゼロカーボン戦略（以下「戦略」という。）の策定後の国内外の動向及び社会経済状況の変化や戦略に係るこれまでの取組について、下記Ⅰのとおり総括した。

当該総括を踏まえ、下記Ⅱに示す基本的姿勢により、下記Ⅲのとおり戦略の一部を改定し、更に取組を進めることが適当と認められる。

なお、改定を要しない既存の取組についても、確実な実行を求める。

Ⅰ 国内外の動向及び社会経済状況の変化並びにこれまでの取組

戦略策定後、次のとおり状況の変化等が生じている。

1 世界

- ・ エネルギー安全保障の要請が高まっており、脱炭素への取組を通じて経済成長や産業競争力の強化を目指す動きの急激な強まりが見られる。
- ・ 令和7年1月、米国がパリ協定からの再離脱を表明するなど、気候変動に関する国際的な足並みの乱れが懸念される。
- ・ 欧州各国では、再生可能エネルギーの導入・省エネルギーの強化や、原子力や水素などのエネルギー供給源の多様化を進めている一方、米国は欧州に対するLNG輸出を強化するなど、経済効率性や安定供給との間でバランスを取る現実路線への転換も進めており、野心的な目標を維持しつつも目標と現実の乖離が拡大する傾向も見られる。
- ・ 再生可能エネルギーは、世界的に発電コストが急速に低減し、コスト競争力のある電源となってきており、導入量が急増している。
- ・ 世界全体のEV販売比率（2024年）は15%であり、過去数年増加傾向である一方、米国のEVに係る税額控除や助成金の廃止やEU加盟国によるEVの購入助成制度の縮小・廃止などにより、伸びは減速している。

2 日本

- ・ GX推進法が制定される（R5.5）とともに、地球温暖化対策計画の改定及び第7次エネルギー基本計画の策定（R7.2。温室効果ガス削減目標は、R12（2030）年度の対2013年度△46%を維持するとともに、R17（2035）年度の同△60%を新設。）がなされた。
- ・ 第7次エネルギー基本計画においては、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入しつつ、原子力を

1 含めた脱炭素電源を最大限活用することが示された。

- 2 ・ 電源構成に占める再生可能エネルギー比率は、2012年7月の固定価格買取制度
3 （FIT制度）の導入当時10%であったが、2022年度には約22%にまで拡大し
4 ており、太陽光発電については、一定程度導入コストの低減が進んだことにより、
5 導入が着実に進展しているが、地域と共生しながら効率的に事業が実施できる
6 適地の不足等を背景に、FIT制度導入当初に比べて年間導入量が低下してい
7 る。
- 8 ・ EV販売比率（2024年）は1%に留まり、世界のトレンドと大幅な差が顕在化
9 している。
- 10 ・ 省エネルギー・再生可能エネルギー活用に係る技術普及による各種設備の低廉
11 化が生じており、各種設備の普及が容易になってきている。
- 12 ・ 2030年度以降に新築される建築物はZEB基準の水準の省エネルギー性能の確
13 保を目指すとされており、遅くとも2030年度までに省エネルギー基準の段階的
14 な水準の上げが見込まれている。
- 15 ・ 再生可能エネルギー事業については、物価上昇による事業費増大を受けた洋上
16 風力発電等の事業撤退や、自然環境の脅威となる大規模な太陽光発電施設の建
17 設、光害等の太陽光発電パネル設置の弊害などの課題に直面している。
- 18 ・ 国民・事業者は、エネルギーをはじめとする各種価格の高騰、「トランプ関税」
19 等の影響を受け、生活・事業活動が困難であったり、先行きが見通せない状況に
20 おかれており、脱炭素等の将来にわたる世界的な課題よりも、生活に身近な課題
21 への対応が注目され、政策における脱炭素の優先順位が低下している。
- 22 ・ 脱炭素が社会的問題として取り上げられる機会が減るとともに、脱炭素に関す
23 る誤った情報の流布、再生可能エネルギーに対するネガティブイメージのまん
24 延、地球温暖化に対する「懐疑論」等の再浮上が見られ、脱炭素に対する関心や
25 危機感、切迫感が薄れている。
- 26 ・ 猛暑、激しい風水害など、気候変動を体感する機会が増えており、これまで以上
27 に温暖化適応策の推進が求められている。

29 3 長野県

30 (1) これまでの取組の状況

- 31 ・ 電気自動車の普及、既存建築物の省エネ化、産業・業務部門の省エネ化、再生
32 可能エネルギーの普及等に係る課題の一部が顕在化しており、これらを踏ま
33 え、令和5年11月に、長野県ゼロカーボン戦略ロードマップ（以下「ロード
34 マップ」という。）を策定した。
- 35 ・ EV充電インフラ整備は進んでいるものの県民の認知が低く、また、EVに
36 対するネガティブイメージ等により、目標とする10万台の導入には遠く及ば
37 ない状況である。（2023年度4,665台）
- 38 ・ 世帯あたりの太陽光発電導入率が全国2位（11.4%）と、住宅屋根ソーラー

1 を中心に太陽光発電設備の導入が進んでいる。

- 2 ・ 長野県地球温暖化対策条例で温室効果ガス排出削減計画書の提出を義務付け
- 3 られている者の排出量削減は堅調に推移している。
- 4 ・ 社屋を高断熱な建物に新築するなど、県内事業所において、ZEB化の取組
- 5 が進展してきている。
- 6 ・ 松本平ゼロカーボン・コンソーシアムなど、広域の産学官連携プラットフォーム
- 7 による活動が広まっている。
- 8 ・ 先駆的に取り組んでいる者の影響が頭打ちになるとともに脱炭素の取組の実
- 9 践者が一部のアーリーアダプター（「イノベーター理論」における「初期採用
- 10 者」）までに留まっており、広く県民に広がっていない。
- 11 ・ 脱炭素の重要性の認識は戦略策定時に比べて社会に浸透しつつも、取組にま
- 12 で至らない人々や、脱炭素の取組を長野県のみで進めることに疑問を抱く
- 13 人々も存在している。
- 14 ・ 県内の2025年の夏季の平均気温は、長野市では、平年を2.3度上回る25.7
- 15 度となるなど、統計を取り始めて以降、最も高いものとなっている。

16 (2) 長野県内の温室効果ガス排出量等の状況

- 17 ・ 2021(R3)年度の県内総生産は2010(H22)年度比で約12%増加している一方で、
- 18 温室効果ガス総排出量は約17%、最終エネルギー消費量は約17%減少してお
- 19 り、デカップリング（経済は発展しつつ、温室効果ガス総排出量とエネルギ
- 20 ー消費量の削減が進む傾向）は見られるものの、年々その傾向が見えにくく
- 21 なってきた。
- 22 ・ ロードマップで算定した「現状ペース」による2030年度の温室効果ガス排出
- 23 量等を、最新値を用いて改めて推計したところ、いずれの指標も、ロードマ
- 24 ップ策定時同様に、戦略の数値目標の達成が厳しい状況にある。

26 II 今後の基本的姿勢

28 脱炭素の重要性の認識は、戦略策定時に比べて社会に浸透している。

29 しかし、脱炭素の取組にまで至らない人々や、脱炭素の取組を長野県のみで進める
30 ことに疑問を抱く人々も存在しており、脱炭素に関する誤った情報の流布、再エネに
31 対するネガティブイメージのまん延が発生している。

32 については、あらためて、なぜ、長野県は脱炭素に取り組むのか（理念）について、
33 次に掲げる考え方を県民・事業者と共有するとともに、脱炭素の各種取組の拡充、追
34 加を行い、戦略に掲げる目標の達成を図る必要がある。

35 【共有すべき考え方】

- 36 ・ 豊かな自然の恵みの下、歴史を刻み、文化を築き上げてきた長野県が、美
- 37 しい信州を後世に残すために、脱炭素化をリードし、世界に貢献する。
- 38 ・ 気候変動等環境対策に取り組むことを通じて、産業構造・ライフスタイル

1 の転換を進め、真に豊かな社会を実現する。

- 2 ・ 猛暑や災害の激甚化、農産物の高温障害等が進行していることから、気候
3 変動への適応を加速する。

5 **Ⅲ 戦略の見直しの骨子**

6
7 次のとおり長野県ゼロカーボン戦略の一部を改定することが適当と認められる。

8 9 **1 目標・・・[戦略第3部関係]**

10 次に掲げるとおり、基本目標及び数値目標（全体）は、変更しないこととする。
11 なお、部門別数値目標は、ロードマップのとおりに変更し、ロードマップ指標等
12 ロードマップの内容を戦略に加える。

13 **(1) 基本目標**

14 豊かな自然の恵みを享受してきた信州を後世代に残すため、引き続き追求す
15 べきものであることから、目標を変更しないこととする。

16 **(2) 数値目標**

17 「2050年ゼロカーボン」については、国内外で変更する動きはなく、その実
18 現のため、2030年度に向けても、野心的な目標を設定し、各種取組を積極的に
19 進めることで、県民生活をより豊かにし、産業構造を強化していくことが、持
20 続可能な社会の構築に効果的であることから、目標を変更しないこととする。

21 22 **2 目標実現への課題・・・[戦略第4部関係]**

23 戦略策定後、各種取組等の実施により明らかになった課題として、次に掲げる事
24 項を加える。

25 **(1) 全般**

- 26 ・ 物価高騰など現在の生活に課題を抱える個人・事業者が多数おり、脱炭素な
27 どの将来にわたる課題に対応する余裕がない者が多数いる。
28 ・ 脱炭素が社会的問題として取り上げられる機会が減り、県民の脱炭素に対す
29 る危機感や切迫感が薄れてきている。
30 ・ 2050年度目標の達成に向けた脱炭素の取組は、まちづくりをはじめとする
31 「地域をどのようにしていくのか」の議論と密接なものであり、市町村の中
32 長期的な政策との整合を図ることが必要である。

33 **(2) 運輸部門**

- 34 ・ 電気自動車（EV）の普及については、EVに対するネガティブイメージ（航
35 続距離の不安、充電インフラの不足）の払拭や、車体の高価格、車種の少な
36 さ（四輪駆動車がない等）が課題とされている。
37 ・ EVの充電インフラの整備は、ある程度、進んでいるものの、県民に認知さ
38 れていない。

- ・ 活用を進めていくべき公共交通に、担い手不足、事業者の経営悪化によるバス路線の廃止・減便が生じ、移動の足の確保ができない「交通空白」も生じている。
- ・ コンパクト・プラス・ネットワークの趣旨及び意義が浸透していない。

(3) 家庭部門

- ・ 既存住宅に関しては、断熱改修や高性能設備機器への交換などの初期費用について、改修による効果やメリットに関する情報が県民に不足しているため、負担感が大きい。
- ・ 太陽光発電設備に関しても、設置に係る費用負担が大きい。また、住宅の立地や屋根形状により、太陽光発電設備の設置に適さない場合がある。
- ・ 2050年度目標の達成に向けては、脱炭素に取り組むことが経済的に難しい者（エネルギーの貧困）への支援を検討し始める時期にある。

(4) 産業・業務部門

ア 産業

- ・ エネルギー使用量が多い事業者においては、再生可能エネルギーへの転換（化石燃料の代替）が課題となっている。
- ・ エネルギー使用量の比較的少ない事業者においては、脱炭素化への投資の優先順位が他の投資に比べて低くなっている。
- ・ 中小企業の省エネルギー・再生可能エネルギー設備導入においては、与信に課題があり、金融機関による融資を得にくい状況にある。
- ・ 再生可能エネルギーの確保が困難な企業が多く、サプライチェーン・バリューチェーンから選ばれなくなることに危機感を抱いている。
- ・ 現行のフードロス対策は、消費段階での抑制が中心であり、生産・製造段階（農業・食品産業）及び流通段階の対策が手薄になっている。

イ 農業者

- ・ 脱炭素に係る農業者の意識醸成が不十分である。
- ・ 水稻栽培における中干し期間延長や有機農業に関する栽培技術の確立に課題がある。
- ・ 「環境負荷低減に配慮した農産物は高くても買う」という消費者もいることから、環境に配慮した農産物の適正な評価と価格形成が必要である。

ウ 農林業・建設業者

- ・ 産業機械の脱炭素化（電動化、代替燃料の活用など）やCO2排出量の少ない原材料（低炭素型コンクリート等）の導入については、費用対効果等の検証、社会実装するための技術開発が必要である。

エ 産業用建物等

- ・ 非住宅建築物（事業所等）のZEB化の普及が進んでいない。
- ・ 事業採算性と省エネ性能の両立が可能な省エネ要求水準を設定する必要がある。

1 **オ 業務分野**

- 2 ・ 現状に対する危機感や脱炭素の必要性に対する意識が薄く、新たな設備投資のための人的・財政的な余裕やリソースが不足している。
- 3
- 4 ・ 利用者への配慮や保管物の管理等のために削減できないエネルギー消費がある。
- 5
- 6 ・ 医療・介護施設は、一定の室温を24時間維持するため、大きなエネルギーコストを要している。
- 7

8 **カ 公共施設**

- 9 ・ 断熱改修の推進のためには、その効果を行政が実感することが急務である。

10 **(5) 再生可能エネルギー部門**

11 **ア 全般**

- 12 ・ 再生可能エネルギーに対する世間の評判が芳しいものでない。
- 13 ・ 単なる再生エネ生産ではなく、エネルギーや経済の域内循環等による地域への裨益とともに、地産地消による県内での排出量削減を意識するフェーズへの移行が必要である。
- 14
- 15

16 **イ 太陽光発電**

- 17 ・ 大規模な太陽光発電設備の整備は、設置場所を自然環境と調和したものにする必要がある。
- 18
- 19 ・ 住宅における太陽光発電設備については、設置に係る費用の負担感が大きい。
- 20
- 21 ・ 住宅の立地や屋根形状が太陽光発電設備の設置に適さない場合がある。

22 **ウ 事業所**

- 23 ・ 再生可能エネルギーの利活用に関する意識が低い者が多い。

24 **エ ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）**

- 25 ・ 地域や農業と調和した身近な優良モデルが不足している。

26 **オ 小水力発電**

- 27 ・ 小規模事業者における初期投資や設置後の維持管理の負担が大きい。
- 28 ・ 地域調和型の発電に関する事業者間のすり合わせの仕組みがない。
- 29 ・ 事業者における開発手続に関する認識が不足している。
- 30

31 **3 政策の重点方針・・・[戦略第5部関係]**

32 次に掲げる事項を戦略に加える。

33 **(1) GX（グリーン・トランスフォーメーション）による産業・社会構造の転換**

- 34 ・ GXにより産業構造の転換を促進する。
- 35 ・ エネルギー自立地域の創出やウォーカーブルなまちづくり、EVシフトなど社会構造の転換を推進する。
- 36

37 **(2) 経済的インセンティブによる省エネ・再エネの取組の促進**

- 38 ・ 省エネ・再エネによる長期的な経済的メリットを客観的に示すことにより、

1 取組を促進する。（公的資金が投入され、24時間稼働している公益的施設（行
2 政機関、医療・福祉施設等）については、公定価格制度や補助制度等の見直
3 しが必要である。）

- 4 ・ 環境価値を重視したビジネススタイルへの転換を促進する。

5 (3) 信州に根差した暮らし・ライフスタイルへの転換

- 6 ・ 信州に根差した昔ながらの“ていねいな暮らし”や“生活の知恵”などを掘
7 り起こし、その価値を共有し、ライフスタイルの転換を促す。

8 (4) 気候変動適応策の強化

- 9 ・ 農業を始めとした各種産業の気候変動への適応を加速する。
10 ・ 猛暑、自然災害の激甚化などに対応するための環境整備等を進める。

12 4 政策・・・[戦略第6部関係] ※第3回専門委で、県民等からの御意見を踏まえ 13 て、内容の加筆・修正を検討していただく。

14 今後さらなる実施を検討すべき取組として、次に掲げる事項を加える。

15 (1) 徹底的な省エネルギーの推進 [第1章]

16 ア 運輸部門のエネルギー効率を高める [第1章第1節]

17 (ア) 自動車使用に伴う環境負荷の低減

- 18 ・ 電気自動車（EV）、バッテリー式電気自動車（BEV）の普及を推進す
19 るため、EVに乗り換える際のコストメリットや充電の容易性などの利
20 便性を発信する。また、BEVへの乗換えが困難な場合でも電動車への
21 乗換えを促していく。
- 22 ・ EVの普及を推進するため、個人での設置が難しい集合住宅におけるE
23 V充電器の整備促進を検討する。
- 24 ・ EVの脱炭素効果を最大限発揮するため、再生可能エネルギー電源によ
25 るEV充電を促進する。
- 26 ・ サービスステーションの維持が困難な地域については、現在検討中の支
27 援策等を踏まえながら、自宅で充電できる特性を活かし、EV普及策を
28 検討する。
- 29 ・ 県と関係団体、事業者で構成する「長野県温暖化対策次世代自動車推進
30 協議会」等を通じて、次世代自動車の普及に向けた先進事例の共有や導
31 入のモデルケースの創出等について検討する。

32 (イ) 環境負荷の低い交通手段への転換

- 33 ・ 公共交通事業者の経営安定と事業継続を図るため、人件費・物価の上昇
34 分をバスの運行費や車両購入費等に対する補助制度に適切に反映する
35 ことを国に要望する。
- 36 ・ 自家用車から公共交通への自発的な転換を図るため、サブスクリプショ
37 ン型サービスの導入など、更なる利用促進策を検討する。
- 38 ・ これまで導入を支援した電気バス車両の運行実績等を他事業者に示す

ことで電気バスの導入を促進するとともに、タクシーや公共ライドシェア等へEV車両の導入を促進する。

(ウ) 環境負荷の低いまちづくり

- ・ 市町村による立地適正化計画の策定を支援するとともに、地域公共交通計画等を検討するため市町村が設置する協議会等に積極的に参加し、広域的な交通ネットワークとの整合性を図る観点や、専門的な知識・事例等を提供することにより、脱炭素にも資する持続可能なまちづくり「コンパクト・プラス・ネットワーク」を促進する。
- ・ 「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりに向けて、都市のスプロール化を抑制するため、郊外の開発のための農地転用を厳正に審査する。
- ・ 自家用車から公共交通への転換を図るため、中心市街地への自家用車の乗入れ規制、トランジットモールやパークアンドライド用の駐車場の整備、自転車の利活用など、市町村によるまちづくりと連携した取組を推進する。
- ・ 街路樹の整備強化等、脱炭素や動植物等の環境を考慮したまちづくりを推進する。

イ 家庭部門のエネルギー効率を高める [第1章第2節]

(ア) 家庭用機器の高効率化と効率的な使用

- ・ 省エネ・再エネの正しい理解と利用を促すため、住宅における省エネルギー化、再生可能エネルギー導入のコストメリットを発信する。
- ・ LED転換等による省エネ化をはじめとして、省エネ性能の高い電化製品を対象とした支援等の実施を検討する。

(イ) 住宅の高断熱・高气密化、再生可能エネルギー設備の導入

a 高性能な新築住宅の普及

- ・ 全国トップレベルの住宅の建物性能を実現するため、現在、改正について検討中の長野県地球温暖化対策条例を上回る建物性能の住宅の普及を実施する。

b 既存住宅の断熱改修等の促進

ウ 産業・業務部門のエネルギー効率を高める [第1章第3節]

(ア) 大規模事業者の取組促進

- ・ 脱炭素の取組を地域に広げるため、脱炭素に積極的に取り組む企業を優遇して誘致する。

(イ) 中小規模事業者の取組促進

- ・ 脱炭素に取り組むための資金借入にあたり、中小企業融資制度における優遇金利での貸付けや長野県信用保証協会による信用保証など、有利な条件での融資を推進する。
- ・ 産業分野の脱炭素の取組を推進するため、温室効果ガスの排出量取引制

1 度（キャップ・アンド・トレード）適用事業者の拡大を検討する。

- 2 ・ 脱炭素の取組を地域に広げるため、脱炭素に積極的に取り組む企業を優
3 遇して誘致する。（再掲）

4 **断 価格裁量が限定されたサービスを担う施設の脱炭素化の促進** [新設]

- 5 ・ 国等の制度により脱炭素の取組を実施することが困難な状況を解消す
6 るため、公定価格、民間の施設・設備整備に対する国庫補助制度等への
7 脱炭素化費用の反映を国に働き掛ける。

8 **(ウ) 店舗・業務用ビルにおけるZEBの促進**

9 〈ZEBの普及対象の拡大（工場、医療施設、社会福祉施設、学校等を対
10 象に拡大）〉

- 11 ・ 高性能な建物の普及が住宅よりも遅れている非住宅建築物のZEB化
12 を推進するため、メリット・デメリットの整理などの調査分析や県によ
13 る率先実行（県施設の断熱化、省エネ化）を実施し、先行モデルとして
14 発信するとともに、中小企業融資制度等により民間事業者のZEB化の
15 取組を支援する。
16 ・ 学校施設の脱炭素化及び児童・生徒への環境教育の推進のため、学校施
17 設改修時の断熱性能強化の徹底を検討する。
18 ・ 避難所となる学校の体育館の断熱性能向上に向けて、国の交付金等の拡
19 充がされるよう国へ働き掛けていく。

20 **(I) 事業者との連携・協働**

- 21 ・ 先進事例に係る知見の獲得や横展開の迅速化を図るため、ステークホル
22 ダーが広く参画する会議において先進事例などのモデルケースを共有
23 するなど、脱炭素に取り組もうとする事業者の業種内・業種間連携を促
24 進する。
25 ・ 脱炭素の取組の輪を広げるため、分野（業界）ごとにコスト削減を例示
26 するなど、きめ細やかな情報提供を実施する。

27 **(2) 再生可能エネルギーの普及拡大** [第2章]

28 **ア 地域主導型・協働型の再生可能エネルギーを促進する** [第2章第1節]

29 **(ア) 共通**

- 30 ・ 再生可能エネルギーの導入のコストメリットや防災対応等の利便性を
31 発信する。
32 ・ 現在検討中の新築建築物への再生可能エネルギー設備の設置の義務化
33 後を見据え、義務の対象となる建築物や義務付けるエネルギー量等の段
34 階的な拡大を検討する。
35 ・ 単独では脱炭素に取り組むことが技術的、資金的に難しい事業者の再生
36 可能エネルギー電気の調達を支援するため、サプライチェーン、バリュ
37 ーチェーンを巻き込んだ働き掛けを検討する。
38 ・ 医療・福祉施設の再エネ導入地域の自治体・事業者の取組に対する支援

1 の強化や制度の柔軟な見直し、政策設計過程における地方の声の十分な
2 反映など、地域主導型の再生可能エネルギーの普及拡大に向けた対応を
3 国に働き掛ける。

4 (イ) 太陽光発電

- 5 ・ 設備導入効果が大きい形態である、太陽光発電設備と蓄電池やEVを組み
6 み合わせた上でデマンドレスポンス機能を付加したものを普及する。
- 7 ・ 住宅の屋根以外の箇所（ベランダ・壁）やカーポートなど、これまで積
8 極的に設置してこなかったブルーオーシャンな場所への太陽光発電設
9 備の設置促進を検討する。

10 (ウ) 水力発電

- 11 ・ 県内の発電事業者と連携するため、「長野県小水力発電懇話会（仮称）」
12 を設置し、地域に根ざした小水力発電事業を普及促進する。

13 (エ) 木質バイオマス発電

14 (オ) 非木質バイオマス発電

15 (カ) 熱供給・熱利用

- 16 ・ 地中熱をはじめとした熱利用の脱炭素化を推進するため、多くの県民等
17 がその効果を実感できるよう、公共施設等において、費用対効果が大き
18 く、投資回収が可能である設備の活用を推進する。

19 (キ) その他の発電・熱利用

20 イ **再生可能エネルギーを促進する** [第2章第2節]

- 21 ・ 地域と調和し営農が適切に継続されるとともに、営農者や地域にメリッ
22 トが生まれる優良なモデルの創出などにより、地域共生型ソーラーシェア
23 リングの普及を促進する。
- 24 ・ 県内産業での水素等の利活用を促していくため、産学官で構成するネット
25 ワークを構築し、需要の掘り起こしとともに利活用のモデルづくりに取り
26 組む。

27 ウ **再生可能エネルギーと地域の調和を促進する** [第2章第3節]

- 28 ・ 地域づくりと再生可能エネルギーの普及をセットで推進するため、太陽光
29 発電事業などの再生可能エネルギー事業による収益を地元自治体、事業が
30 実施される地域の住民、環境保全団体等に寄付するなど、地域振興や自然
31 環境保全に貢献する再生可能エネルギー事業を推進する。

32 (3) 総合的な地球温暖化対策 [第3章]

33 ア **産業イノベーションを創出する** [第3章第1節]

34 (ア) 産業イノベーションの創出促進

- 35 ・ 県内産業での水素等の利活用を促していくため、産学官で構成するネット
36 ワークを構築し、需要の掘り起こしとともに利活用のモデルづくりに
37 取り組む。（再掲）
- 38 ・ 暮らしふと信州において、市町村等の課題と県内のスタートアップ等に

よるソリューションのマッチング機会を提供する。

(イ) 先端技術の活用

イ **エシカル消費を促進する** [第3章第2節]

- ・ 持続可能な農業を推進するため、有機農業が環境に配慮した栽培方法であることの周知や学校給食での利用促進に取り組むとともに、生産品目の裾野拡大を促すこと等により、消費者が購入しやすくする環境づくりに取り組む。
- ・ エシカル消費を推進するため、環境に配慮した消費の取組の一つとして有機 JAS マークを説明し、若年層の行動変容を促す。

ウ **プラスチックの資源循環等を推進する** [第3章第3節]

(ア) 4Rの推進

- ・ プラスチックごみ対策を強化するため、信州プラスチックスマート運動による「3つの意識した行動」（意識して「選択」、少しずつ「転換」、分別して「回収」）を推進する。
- ・ 4Rの推進、消費者のエコスタイル（ごみ減量などを取り入れて環境負荷の小さい生活様式）を作り出す意識啓発に取り組む信州エコスタイルごみ減量推進事業を推進する。

(イ) フロン類等対策の推進

- ・ フロン類の漏えいを防止するため、大量に漏えいする可能性があるフロン排出抑制法における第一種特定製品の管理者（スーパーマーケット等）に対する指導を強化する。

新 **フードロス対策の推進**

- ・ フードロスを減少させるため、消費段階に加え、生産、加工、流通過程を含め、食品ロスの削減を推進する。

エ **森林整備による二酸化炭素の吸収・固定化等を推進する** [第3章第4節]

- ・ 森林整備や県産材の利用に関する正しい理解を広めるため、県民への啓発を行う。
- ・ 二酸化炭素の吸収や猛暑の際の日差し対策などに加え、動植物の定着など、多面的機能を有するグリーンインフラ（まちの緑）の整備を進めるとともに、その浸透・普及を図るため、グリーンインフラを全ての関連計画（都市計画区域マスタープラン等）に位置付ける。

オ **農業生産現場における取組を促進する** [第3章第5節]

- ・ 温室効果ガス排出量の削減及び持続可能な農業を実現するため、環境にやさしい農業の取組を推進する。

カ **気候変動に適応する** [第3章第6節]

(ア) 気候変動適応を担う拠点の設置

- a 気候変動影響の把握と将来予測
- b 気候変動影響への適応策の推進

1 (イ) 長野県における気候変動の影響と適応策

- 2 ・ 高温耐性に優れる品種や品質維持のための栽培管理技術の開発、新品種
3 の導入や高温対策技術の現場への普及を推進する。
4 ・ 守るべき松林（保安林、マツタケ山、景勝地周辺等）やその周辺松林を
5 明確にし、松くい虫による被害レベルに応じた効果的・効率的な対策を
6 推進する。
7 ・ ライチョウや高温に弱いイワナ等の生息状況調査の実施及び保護対策
8 の検討・実施を行う。
9 ・ 土砂災害・洪水氾濫による被害の防止・軽減を目的とした施設整備など、
10 国土強靱化計画に基づく災害対策のさらなる加速化・深化を行うとともに、
11 防災施設の整備等に係る計画の策定・変更にあたっては、気候変動
12 適応策の強化の観点から見直しを検討する。
13 ・ 森林整備や防災・減災のための間伐等の里山整備を実施する。
14 ・ 街路樹などのグリーンインフラ整備を進める。
15 ・ 猛暑に適應するため、熱中症対策施設の設置・利用促進を行う。
16 ・ 市町村、事業者、県民に対する熱中症予防の普及啓発・注意喚起を実施
17 する。

18 キ **気候変動への学びを深め、連携の輪を広げる** [第3章第7節]

19 (ア) 気候変動に関する学びを深める

- 20 ・ 次世代を担う若者を中心として脱炭素の取組の輪を広げるため、若者向
21 け断熱ワークショップを、保護者や地域を巻き込みながら全県に普及す
22 る。
23 ・ 「ゼロカーボンミーティング」の開催等により、県民の気候変動問題の
24 自分ごと化をさらに促進する。
25 ・ 県内における脱炭素の取組の輪を広げるため、気候県民会議の開催を検
26 討する。
27 ・ 県内における脱炭素の取組の輪を広げるため、マスメディアと連携した
28 正しい情報の発信、行動促進を実施する。

29 (イ) 国や地域を越えて互いに連携する

30 **分野を横断し機運醸成や行動を促す** [新設]

- 31 ・ 県内における脱炭素の取組の輪を広げるため、有機農業や地産地消など、
32 信州に根差した昔ながらの“ていねいな暮らし”や“生活の知恵”など
33 を掘り起こし、その価値を共有し、ライフスタイルの転換を促す。
34 ・ 県内における脱炭素の取組の輪を広げるため、宅配に係る置き配やカー
35 ボンフットプリント表示の促進によるエシカル消費の推進など、環境に
36 良い選択をすることが評価される社会を創出する。
37 ・ 脱炭素の取組の知見の蓄積及び普及の促進を図るため、脱炭素に係る県
38 の取組を実施する際は、広く市町村、経済団体、金融機関等の参画を得

1 て実施する。

- 2 ・ 温室効果ガス排出量の算定に大きな影響を及ぼす旧一般電気事業者の
3 二酸化炭素排出係数の低減を図るため、当該事業者に対策を働き掛ける。
4 ・ 地域エネルギー・マネジメント・システム（CEMS）の構築を促すため、
5 先進的な事例の共有を行う機会を設けるとともに、電熱需給のアンバラ
6 ンスが生じやすい産業団地等において、CO2 排出量を最小限とするエネ
7 ルギーミックス体制構築を支援する。

8 **新** **政策推進の基盤整備** [新設]

- 9 ・ 脱炭素に関心はあるが、相談先や、進め方が分からない県民・事業者が
10 必要な情報を容易に取得できるよう、脱炭素に関するノウハウや成功事
11 例、相談先等の情報を一元化して発信するとともに、その情報を関係団
12 体と共有し、相談者に案内する。
13 ・ 地域の脱炭素の取組の要である市町村の取組を活発化するため、知見・
14 人材が不足する市町村への支援について国の動向を踏まえて検討する。
15 ・ 環境問題・脱炭素に関わりたい県内の若者や学生と、地域に関わりたい
16 都市圏の社会人と、事業者等の間をつなぐマッチングを推進する。
17 ・ 脱炭素に関わる人材の県内各地域での定着を推進するため、脱炭素の取
18 組に地域外人材が関与できる仕組みを検討する。

19
20 **5 その他**

21 国内外の状況 [戦略第2部]、行動する各主体 [戦略第7部]、気候危機突破プロ
22 ジェクト [戦略第8部] 及び本計画の実行体制 [戦略第9部] については、上記に
23 応じた所要の変更を行う。
24